

各 位

会社名 株式会社 ソ キ ア 代表者名 代表取締役社長 伊 藤 仁 (コード番号 7720 東証第1部)

問合せ先 執行役員 本社機能担当

大 川 雄 一

(TEL 046 - 248 - 0068)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の臨時取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

(1) 取締役の員数の変更

平成 15 年 8 月に経営環境の変化に迅速かつ機動的に対応するために導入した執行役員制度が定着し、実効を上げていることから、現行定款第 17 条(員数)の取締役の定員を 12 名以内から 9 名以内に変更するものであります。

(2) 取締役の任期の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、現行定款第 19 条(任期)の取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

(3) 会社法(平成 17年法律第 86号)ならびに会社法施行規則(平成 18年法務省令第 12号)及び会社計算規則(同 13号)が平成 18年5月1日に施行されたことに伴い、下記のとおり変更を行うものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

現行定款第 14 条 (議決権の代理行使)第 1 項に株主総会の代理人人数の制限を追加し、変更案第 16 条 (議決権の代理行使)第 1 項として変更するものであります。 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によ リその承認を行うことができるよう、変更案第 23 条 (取締役会の決議の省略)を 新設するものであります。

上記のほか、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めがあるものとみなされる事項について、必要な変更を行うものであります。

- (4)その他、商法上の用語を会社法で使用される用語に変更するとともに、引用する法律の条文を会社法の相当条文に変更するものであります。また、その他全般に亘り、 条数、構成、字句の整備等を行うものであります。
- 2.変更の内容
 変更の内容は、別紙のとおりであります。
- 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

		(下級は交更的力を小してのうよう。)		
	現行定款	変更案		
	第1章 総則	第1章 総則		
(商号)		(商号)		
第1条	当会社は株式会社ソキア <u>(</u> 英文では	第1条 当会社は <u>、</u> 株式会社ソキア <u>と称し、</u>		
	Sokkia Company, Limited <u>)</u> と <u>称</u> す	英文では <u>、</u> Sokkia Company, Limited		
	る 。	と <u>表示</u> する。		
(目的)		(目的)		
第2条	当会社は <u>下記</u> の事業を営むことを	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目		
	目的とする。	的とする。		
	<u>1.</u> 測量機器、計測機器、精密測定	<u>(1)</u> 測量機器、計測機器、精密測定		
	機器、医療機器の製造・修理 <u>お</u>	機器、医療機器の製造・修理 <u>及</u>		
	<u>よび</u> 販売	<u>び</u> 販売		
	2. 計量機器・測定機器・事務機	<u>(2)</u> 計量機器・測定機器・事務機器・		
	器・特殊機器・機械及び電気・	特殊機器・機械及び電気・電子		
	電子機器・機械の製造、販売及	機器・機械の製造、販売及び修		
	び修理	理		
	3. 前各号の開発ならびに各製品	<u>(3)</u> 前各号の開発ならびに各製品の		
	の部品、附属品の開発・製造・	部品、附属品の開発・製造・修		
	修理 <u>および</u> 販売	理 <u>及び</u> 販売		
	<u>4.</u> 前各号の技術を応用したシス	<u>(4)</u> 前各号の技術を応用したシステ		
	テム機器・部品の開発・製造・	ム機器・部品の開発・製造・修		
	修理 <u>および</u> 販売	理 <u>及び</u> 販売		
	<u>5.</u> 地質調査ならびに測量 <u>および</u>	<u>(5)</u> 地質調査ならびに測量 <u>及び</u> 測量		
	測量技術指導	技術指導		
	<u>6.</u> 前各号の業務に関するソフト	<u>(6)</u> 前各号の業務に関するソフトウ		
	ウェアの研究開発・製作・販売	ェアの研究開発・製作・販売 <u>及</u>		
	<u>および</u> 技術指導	<u>び</u> 技術指導		

			73 3 1194	
	現行定款		変更案	
	7. 計量機器等の校正業務(検査・		(7)計量機器等の校正業務(検査・調	
	調整等)		整等)	
	<u>8.</u> 不動産の売買ならびに賃貸 <u>お</u>		<u>(8)</u> 不動産の売買ならびに賃貸 <u>及び</u>	
	<u>よび</u> 管理		管理	
	9. 前各号に附帯する一切の業務		<u>(9)</u> 前各号に附帯する一切の業務	
 (本店の所	f在地)	(本店の所在地)		
第3条	当会社は本店を神奈川県厚木市に	第3条	当会社は、本店を神奈川県厚木市に	
	置く。		置く。	
	(新設)	<u>(機関)</u>		
		第4条	当会社は、株主総会及び取締役のほ	
			<u>か、次の機関を置く。</u>	
			<u>(1)取締役会</u>	
			<u>(2)監査役</u>	
			<u>(3)監査役会</u>	
			<u>(4)会計監査人</u>	
(公告 <u>の</u>)	方法)	(公告方法)		
第 <u>4</u> 条	当会社の公告は <u>東京都において発</u>	第 <u>5</u> 条	当会社の公告は、日本経済新聞に掲	
	<u>行する</u> 日本経済新聞に掲載 <u>する</u> 。		載 <u>して行う</u> 。	
	第2章 株式および株主		第 2 章 <u>株式</u>	
(発行株式	に総数)	(発行 <u>可能</u> 株式総数)		
第 <u>5</u> 条	当会社の発行 <u>する</u> 株式 <u>の</u> 総数は 1	第 <u>6</u> 条	当会社の発行 <u>可能</u> 株式総数は <u>、</u> 1億	
	億株とする。		株とする。	
	(新設)	<u>(株券の発</u>	<u>(行)</u>	
		<u>第7条</u>	当会社は、株式に係る株券を発行す	
			<u> </u>	
<u>(自己株式</u>	<u>tの取得)</u>		(削除)	
第6条	当会社は商法第211条/3第1項第			
	2号の規定により、取締役会の決議			
	をもって自己株式を買受けること			
	<u>ができる。</u>			
Ī				

現行定款

(1単元の株式の数および単元未満株券の不 | (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 発行)

- 第7条 1,000 株とする。
 - 2. 当会社は、1単元の株式の数に 満たない株式(以下「単元未満 株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取 扱規程に定めるところについ てはこの限りでない。

(名義書換代理人)

- 第8条 代理人をおく。
 - 2. 名義書換代理人およびその事 務取扱場所は、取締役会の決議 により選定しこれを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿(実質株主名 簿を含む。以下同じ。)および 株券喪失登録簿は名義書換代 理人の事務取扱場所に備え置 き、株式の名義書換、株券喪失 登録の手続、単元未満株式の買 取請求の取扱い、その他株式に 関する事務は名義書換代理人 に取扱わせ、当会社においては 取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 の名義書換、株券喪失登録の手続、 単元未満株式の買取り、その他株式 に関する取り扱いおよび手数料に ついては、取締役会の定める株式取 扱規程による。

変更案

- 1. 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は 第<u>8</u>条 1. 当会社の<u>単元株式数</u>は<u>1,000</u> 株とする。
 - 2. 当会社は、前条の規定にかかわ らず、単元未満株式に係る株券 を発行しない。ただし、株式取 扱規程に定めるところについて はこの限りでない。

(株主名簿管理人)

- 1. 当会社は、株式につき名義書換 第 9 条 1. 当会社は、株主名簿管理人を置 く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取 扱場所は、取締役会の決議によ って定め、これを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿(実質株主名 簿を含む。以下同じ。)、新株予 約権原簿及び株券喪失登録簿の 作成ならびに備置きその他の株 主名簿、新株予約権原簿及び株 券喪失登録簿に関する事務は、 これを株主名簿管理人に委託 し、当会社においては取り扱わ ない。

(株式取扱規程)

当会社の株券の種類ならびに株式 | 第 10 条 当会社の株式に関する取り扱い及 び手数料は、法令または本定款のほ か、取締役会において定める株式取 扱規程による。

(基準日)				(削除)
第 10 条	<u>1.</u>	当会社は毎決算期の最終の株		
		主名簿に記載または記録され		
		た株主(実質株主を含む。以下		
		同じ。)をもってその期に関す		
		る定時株主総会において権利		
		を行使すべき株主とみなす。		
	<u>2.</u>	<u>前項その他本定款に定めがあ</u>		
		<u>る場合のほか必要があるとき</u>		
		は、取締役会の決議によりあら		
		<u>かじめ公告して基準日を定め</u>		
		<u>ることができる。</u>		
		第3章 株主総会		第3章 株主総会
(招集)			(招集)	
第 11 条	<u>1.</u>	当会社の定時株主総会は毎年6	第 11 条	当会社の定時株主総会は、毎年 6
		<u>月にこれを招集する。</u>		月にこれを招集し、臨時株主総会
	<u>2.</u>	臨時株主総会は必要に応じて		は、必要あるときに随時これを招集
		<u>随時招集する。</u>		<u>する。</u>
		(新設)	<u>(定時株主</u>	<u>E総会の基準日)</u>
			第 12 条	当会社の定時株主総会の議決権の
				<u>基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(招集者 <u>ま</u>	3よて	<u>》</u> 議長)	(招集 <u>権</u> 者	旨 <u>及び</u> 議長)
第 <u>12</u> 条	1.	株主総会は取締役会の決議に	第 <u>13</u> 条	1. 株主総会は、取締役会の決議に
		基づき代表取締役会長が招集		基づき代表取締役会長が招集し
		しその議長にあたる。		その議長にあたる。
	2.	代表取締役会長を置かないと		2. 代表取締役会長を置かないとき
		きまたは事故あるときは、取締		または事故 <u>が</u> あるときは、取締
		役社長がこれにあたり、取締役		役社長がこれにあたり、取締役
		社長に事故あるときは取締役		社長に事故 <u>が</u> あるときは、取締
		会においてあらかじめ定めた		役会においてあらかじめ定めた
		<u>る</u> 順序に従い他の取締役が <u>こ</u>		順序に従い <u>、</u> 他の取締役が <u>株主</u>
		<u>れにあたる</u> 。		<u>総会を招集し議長となる</u> 。

			変更案			
	(新設)			(株主総会参考書類等のインターネット開示		
				とみなし提供)		
			第 14 条	当会社は、株主総会の招集に際し、		
				株主総会参考書類、事業報告、計算		
				書類及び連結計算書類に記載また		
				は表示をすべき事項に係る情報を、		
				<u>法務省令に定めるところに従いイ</u>		
				<u>ンターネットを利用する方法で開</u>		
				示することにより、株主に対して提		
				供したものとみなすことができる。		
(決議の方	5法)		(決議の方	ī法)		
第 <u>13</u> 条	1.	株主総会の決議は法令または	第 <u>15</u> 条	1. 株主総会の決議は <u>、</u> 法令または		
		本定款に別段の定めがある場		本定款に別段の定めがある場合		
		合 <u>のほか、出席</u> 株主の議決権の		を除き、出席した議決権を行使		
		過半数 <u>で</u> 行う。		<u>することができる</u> 株主の議決権		
				の過半数 <u>をもって</u> 行う。		
	2.	<u>商法第 343 条</u> に定める <u>特別</u> 決		2. <u>会社法第 309 条第 2 項</u> に定める		
		議は、 <u>総株主の</u> 議決権の3分の		決議は、 <u>議決権を行使すること</u>		
		1 以上を有する株主が出席し、		<u>ができる株主の</u> 議決権の 3 分の		
		その議決権の3分の2以上 <u>で</u> 行		1 以上を有する株主が出席し、		
		う。		その議決権の 3 分の 2 以上 <u>をも</u>		
				<u>って</u> 行う。		
(議決権の)代理	里行使)	(議決権の代理行使)			
第 <u>14</u> 条	1.	株主は議決権を有する他の株	第 <u>16</u> 条	1. 株主は <u>、当会社の</u> 議決権を有す		
		主 <u>に委任</u> してその議決権を行		る他の株主 <u>1 名を代理人と</u> し		
		使することができる。		て <u>、</u> その議決権を行使すること		
				ができる。		
	2.	株主または代理人は代理権を		2. 株主または代理人は <u>、株主総会</u>		
		証する書面を株主総会ごとに		ごとに代理権を証明する書面を		
		当会社に提出しなければなら		当会社に提出しなければならな		
		ない。		l 1 ₀		
<u>(議事)</u>				(削除)		
第 15 条	株:	<u> </u>				

<u>した事項に限る。</u>

				変更案	
(株主総会	の譲	 (事録)	(削除)		
		上総会の議事の経過の要領およ		(,	
		その結果は議事録に記載または			
		2名押印し、または電子署名した			
		当会社に備え置く。			
第	4章	取締役 <u>および</u> 取締役会	Э Э	94章 取締役 <u>及び</u> 取締役会	
(員数)			(員数)		
第 17 条	当会	会社の取締役は <u>12</u> 名以内とす	第 17 条	当会社の取締役は <u>、9</u> 名以内とす	
	る。			వ 。	
(選任方法	<u>,</u>		(選任方法	₹)	
第 18 条		(新設)	第 18 条	1. 取締役は、株主総会において選 任する。	
	<u>1.</u>	取締役の選任決議は、総株主の			
		議決権の3分の1以上を有する		<u>行使することができる株主</u> の議	
		株主が出席し、その議決権の過		決権の3分の1以上を有する株	
		半数をもって行う。		主が出席し、その議決権の過半	
				数をもって行う。	
	<u>2.</u>	取締役の選任決議は累積投票		<u>3.</u> 取締役の選任決議は <u>、</u> 累積投票	
		によらない。		によらない <u>ものとする</u> 。	
(任期)			(任期)		
第 19 条	<u>1.</u>	取締役の任期は <u>就任後 2 年内</u>	第 19 条	取締役の任期は <u>、選任後1年以内に</u>	
		<u>の最終決算期に</u> 関する定時株		終了する事業年度のうち最終のも	
		主総会終結の <u>とき</u> までとする。		<u>のに</u> 関する定時株主総会 <u>の</u> 終結の	
				<u>時</u> までとする。	
	<u>2.</u>	増員または補欠として選任さ		(削除)	
		れた取締役の任期は、在任取締			
		<u>役の任期の満了すべきときま</u>			
		でとする。_			

役会を招集し議長となる。

					ואנת
	現行定款	変更案			
(代表取紹	辞役)		(代表取締役 <u>及び役付取締役</u>)		
第 20 条	<u>代</u>	表取締役は取締役会の決議によ	第 20 条	<u>1.</u>	取締役会は、その決議によって
	IJì	<u>選任</u> する。			<u>代表取締役を選定</u> する。
		(新設)		<u>2</u> .	取締役会は、その決議によって
					取締役会長、取締役社長各1名、
					<u>取締役副社長、専務取締役、常</u>
					務取締役各若干名を定めること
					<u>ができる。</u>
(役付取紹	浄役)				(削除)
第 21 条	取名	締役会の決議により、取締役会			
	長、	取締役社長各1名、取締役副社			
	長、	専務取締役および常務取締役各			
	若-	<u> 干名を定めることができる。</u>			
(取締役会	€の排	召集権者 <u>および</u> 議長)	(取締役会の招集権者 <u>及び</u> 議長)		
第 <u>22</u> 条	1.	取締役会は法令に別段の定め	第 <u>21</u> 条	1.	取締役会は <u>、</u> 法令に別段の定め
		<u>が</u> ある場合を除き、代表取締役			ある場合を除き、代表取締役会
		会長がこれを招集し、議長とな			長がこれを招集し、議長となる。
		る。			
	2.	代表取締役会長を置かないと		2.	代表取締役会長を置かないとき
		きまたは事故あるときは、取締			または事故 <u>が</u> あるときは、取締
		役社長がこれにあたり、取締役			役社長がこれにあたり、取締役
		社長に事故あるときは、取締役			社長に事故 <u>が</u> あるときは、取締
		会においてあらかじめ定めた			役会においてあらかじめ定めた
		<u>る</u> 順序に従い他の取締役が <u>こ</u>			順序に従い <u>、</u> 他の取締役が <u>取締</u>

<u>れにあたる</u>。

現行定款				変更案
(取締役会の招集通知)			(取締役会	会の招集通知)
第 <u>23</u> 条	1.	取締役会の招集通知は各取締	第 <u>22</u> 条	1. 取締役会の招集
		役および各監査役に対し会日		3 日前までに各
		<u>より3日前に</u> 発する。 <u>但し</u> 、緊		<u> 査役に対して</u> 発
		急 <u>を要するときには</u> この期間		緊急の必要があ

2. 取締役および監査役の全員の 同意があるときは、招集の手続 きを経ないで取締役会を開く ことができる。

を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は取締役の過半数 が出席し、その出席取締役の過半数 をもって行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事の経過の要領およ びその結果は議事録に記載または 記録し、出席した取締役および監査 役が記名押印し、または電子署名し た上、当会社に備え置く。

(取締役会規程)

第 26条 取締役会に関する事項は、法令また 第 24条 取締役会に関する事項は、法令また は本定款に定めるもののほか、取締 役会において定める取締役会規程 による。

集通知は、会日の 各取締役及び各監 発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意 があるときは、招集の手続きを 経ないで取締役会を開催するこ とができる。

(削除)

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を 充たしたときは、取締役会の決議が <u>あったものとみなす。</u>

(削除)

(取締役会規程)

は本定款のほか、取締役会において 定める取締役会規程による。

現行定款			变更案			
第	第5章 監査役 <u>および</u> 監査役会			第5章 監査役 <u>及び</u> 監査役会		
(員数)			(員数)			
第 <u>27</u> 条	当名	会社の監査役は 4 名以内とする。	第 <u>25</u> 条	当会社の監査役は <u>、</u> 4 名以内とす		
				る。		
(選任方法	<u>북</u>)		(選任方法	(選任方法)		
第 <u>28</u> 条		(新設)	第 <u>26</u> 条	<u>1.</u> 監査役は、株主総会において選		
				<u>任する。</u>		
	監査	査役の選任決議は、 <u>総株主</u> の議決		<u>2.</u> 監査役の選任決議は、 <u>議決権を</u>		
	権(の3分の1以上を有する株主が出		<u>行使することができる株主</u> の議		
	席し	J、その議決権の過半数をもって		決権の 3 分の 1 以上を有する株		
	行	<u>َ</u>		主が出席し、その議決権の過半		
				数をもって行う。		
(任期)			(任期)			
第 <u>29</u> 条	1.	監査役の任期は <u>就任後 4 年内</u>	第 <u>27</u> 条	1. 監査役の任期は、選任後 4 年以		
		<u>の最終決算期</u> に関する定時株		内に終了する事業年度のうち最		
		主総会終結の <u>とき</u> までとする。		<u>終のもの</u> に関する定時株主総会		
				<u>の</u> 終結の <u>時</u> までとする。		
	2.	補欠として選任された監査役		2. <u>任期の満了前に退任した監査役</u>		
		の任期は、退任した監査役の任		<u>の</u> 補欠として選任された監査役		
		期の満了 <u>すべきとき</u> までとす		の任期は、退任した監査役の任		
	ె ం			期の満了 <u>する時</u> までとする。		
,	(常勤の監査役 <u>および</u> 常任監査役)			蓝査役 <u>及び</u> 常任監査役)		
第 <u>30 </u> 条			第 <u>28</u> 条	監査役会は、その決議によって常勤		
		殳を <u>定める</u> 。また、 <u>監査役の互選</u>		の監査役を選定する。また、監査役		
		<u>もって</u> 常任監査役を定めること		<u>会は、</u> 常任監査役を定めることがで		
	がっ	できる。		きる。		

現行定款 変更案 (監査役会の招集通知)

(監査役会の招集通知)

役に対し、会日より3日前に発 する。

> 但し、緊急を要するときにはこ の期間を短縮することができ る。

2. 監査役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監 査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は法令に別段の定 めのある場合を除き、監査役全員の 過半数<u>をもって行う。</u>

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会の議事の経過の要領およ びその結果は議事録に記載または 記録し、出席した監査役が記名押印 し、または電子署名した上、当会社 に<u>備え置く。</u>

(監査役会規程)

は本定款に定めるもののほか、監査 役会において定める監査役会規程 による。

第6章 計算

(営業年度および決算期)

第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1 第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1 日より翌年3月31日までとし、そ の営業年度の末日を決算期とする。

第 31 条 1. 監査役会の招集通知は各監査 | 第 29 条 1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して

発する。

ただし、緊急の必要があるとき にはこの期間を短縮することが できる。

2. 監査役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監 査役会を開催することができ る。

(削除)

(削除)

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令また 第30条 監査役会に関する事項は、法令また は本定款のほか、監査役会において 定める監査役会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

日から翌年3月31日までの1年と する。

	現行定款	変更案			
<u>(利益金の</u>)処分)	(剰余金の配当)			
第 <u>36</u> 条	当会社の利益金は法令に別段の定	第 <u>32</u> 条	1. 当会社は、株主総会の決議によ		
	めあるもののほか、株主総会の承認		<u>り、毎事業年度末日の株主名簿</u>		
	を得てこれを処分する。		に記載又は記録された株主若し		
			くは登録株式質権者に対し、期		
			末配当を行うことができる。		
	(新設)		<u>2.</u> 前項のほか、取締役会の決議に		
			より毎年9月30日の株主名簿に		
			記載又は記録された株主若しく		
			は登録株式質権者に対し、中間		
			配当を行うことができる。		
(利益配当	<u>(金)</u>		(削除)		
第 37 条	<u>利益配当金は毎決算期の最終の株</u>				
	主名簿に記載または記録された株				
	主または登録質権者に支払う。				
<u>(中間配当</u>	<u>í)</u>		(削除)		
第 38 条	当会社は取締役会の決議をもって				
	毎年9月30日の最終の株主名簿に				
	記載または記録された株主または				
	登録質権者に対し中間配当を行う				
	<u>ことができる。</u>				
	(新設)	<u>(自己株式の取得)</u>			
		第 33 条	当会社は、会社法第 165 条第 2 項の		
			規定により取締役会の決議によっ		
			て、市場取引等による自己株式の取		
			得を行うことができる。		
(配当金の除斥期間)		(配当金の除斥期間)			
第 <u>39</u> 条	<u>利益配当金および中間配当金が</u> 支	第 <u>34</u> 条	配当財産が金銭である場合は、その		
	払 <u>い</u> 開始の日から <u>3 年以内に</u> 受領		支払開始の日から <u>満 3 年を経過し</u>		
	されないときは当会社は支払義務		<u>てもなお</u> 受領されないときは <u>、</u> 当会		
	を免れる。		社はその支払義務を免れる。		